

令和7年4月1日より、 入院時食事療養費の 患者負担額が変わります

健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下のとおり変更されることになりました。
ご理解の程よろしくお願いいたします。

区 分		自己負担（標準負担額）	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
①	一般の方	490円/食	→ 510円/食
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	230円/食	→ 240円/食
③	②のうち、所得が一定の基準に満たない方など	110円/食	→ 110円/食（変更なし）